

料金の額及びその徴収期間

〔1〕 料金の額

1 均一料金の額

(1) 阪神高速道路における阪神東線(本文記1高速道路の路線名中、 から 、 のうち大阪市西淀川区中島二丁目地先から泉大津市臨海町一丁目までの区間、 から 、 のうち西宮市武庫川町から尼崎市東本町一丁目までの区間及び のうち西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町地先までの区間をいう。以下同じ。)、阪神西線(本文記1高速道路の路線名中、 、 のうち西宮市今津水波町から同市武庫川町までの区間、 のうち神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間及び から の路線をいう。以下同じ。)並びに阪神南線(本文記1高速道路の路線名中、 のうち泉大津市臨海町一丁目から泉佐野市りんくう往来北までの区間をいう。以下同じ。)の通常料金の額は、それぞれ1回の通行につき、次のとおりとする。

大型車[車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する大型特殊自動車をいう。)をいう。以下同じ。]

阪神東線にあっては1台につき 1,400円

阪神西線にあっては1台につき 1,000円

阪神南線にあっては1台につき 1,000円

普通車(大型車以外の自動車をいう。以下同じ。)

阪神東線にあっては1台につき 700円

阪神西線にあっては1台につき 500円

阪神南線にあっては1台につき 500円

(2) 次の表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記(1)の規定にかかわらず、当分の間は、それぞれ1回の通行につき同表の特定料金の欄に掲げるとおりとする。

路線名		特定料金の徴収区間	特定料金	
			大型車	普通車
特定 区間	兵庫県道高速大阪西宮線	西宮市武庫川町から 尼崎市道意町まで	300円	150円
	大阪府道高速湾岸線	泉大津市臨海町一丁目から 同町三丁目地先まで		
特定 区間	大阪府道高速大阪東大阪線	東大阪市荒本北から 同市西石切町五丁目まで	400円	200円
	大阪府道高速湾岸線	高石市高砂一丁目から 泉大津市臨海町一丁目まで		
	大阪市道高速道路西大阪線	大阪市大正区三軒家東三丁目から 同市港区弁天五丁目まで		
	兵庫県道高速湾岸線	西宮市鳴尾浜一丁目から 尼崎市東海岸町まで		
	兵庫県道高速神戸西宮線及び 兵庫県道高速大阪西宮線	西宮市中浜町から 同市武庫川町まで		
	兵庫県道高速湾岸線	西宮市西宮浜一丁目から 同市鳴尾浜一丁目まで		
特定 区間	大阪府道高速大阪池田線及び 兵庫県道高速大阪池田線	池田市桃園二丁目から 同市木部町まで	600円	300円

- (3) 次の表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記(1)の規定にかかわらず、当分の間は、それぞれ1回の通行につき同表の特定料金の欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の区間のみを通行する自動車が、第二神明道路のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間を連続して通行する場合にあっては、同表の特定料金の欄に掲げる料金の額を、同表の区間のみを通行について阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）が当該自動車から徴収する料金の額と第二神明道路のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間の通行について西日本高速道路株式会社が当該自動車から徴収する料金の額との合算額とみなす。

路線名	特定料金の徴収区間	特定料金		
		特大車	大型車	普通車
兵庫県道高速北神戸線及び 神戸市道高速道路湾岸線	神戸市西区伊川谷町潤和から 同町井吹まで及び 同市垂水区名谷町字入野から 同町字前田まで	700円	300円	200円

上の表の特大車、大型車及び普通車の種類は、別添1のとおりとする。

2 平成20年度以降の料金の額

阪神高速道路の料金の額は、それぞれ1回の通行につき、次のとおりとするが、対距離料金の額の適用に当たっては、社会経済情勢、社会実験の結果等を勘案し、長距離利用に対する料金に上限を設定する等の負担軽減措置など、料金の設定等について改めて検討し、見直しを行うものとする。

(1) 対距離料金の額

1キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの普通車の料金の額は、29.52円とする。

利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する普通車の料金の額は、276.19円とする。

大型車の1キロメートル当たりの料金の額及び利用1回に対して課する固定額は、普通車の2倍とする。

(2) 適用方法

キロ程

阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、大阪府道路公社又は神戸市道路公社の管理する道路との接続部(以下「出入口等」という。)の間のキロ程は、別添2のとおりとする。

出入口等間の料金の計算額

出入口等間の料金の計算額は、記に定める出入口等間のキロ程に応じて、次の計算式により算出するものとする。

$$\text{料金の計算額} = L R + F \quad (\text{単位：円})$$

注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：出入口等間のキロ程(単位：キロメートル)

R：1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(2) に定める方法により算出した車種ごとの出入口等間の料金の計算額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

3 割引を適用する自動車及び割引率等

(1) 一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C車（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「E T Cシステム」という。）を利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、E T Cカード（同令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めたE T Cシステム利用規程（平成17年10月1日）第2条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）を使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。）のうち、E T Cカード（ただし、会社との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカード（以下「E T Cクレジットカード」という。）又はE T Cパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう。以下同じ。）のうち会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記1(3)の区間のみを通行する自動車を除く。

割引率

イ ポイントの付与

一のE T CカードごとにE T Cシステムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額及び料金の額の1ヵ月の合計額に応じて、100円につき次の表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
一通行ごと 100円につき 3ポイント	10,000円以下の部分	0ポイント
	10,000円超～35,000円以下の部分	3ポイント
	35,000円超～70,000円以下の部分	5ポイント
	70,000円を超える部分	10ポイント

ロ ポイントによる割引

一のE T Cカードごとに付与されたポイントの累積数が500ポイント以上の場合に、100ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額等に交換できるものとする。

ハ 弾力的なポイントの付与及び割引

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表又は記ロに定めるポイントによる割引を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(2) 事業者向け多頻度割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cシステム取扱道路管理者（六会社及び公社等をいう。）から貸与を受けたE T Cカード（以下「E T Cコーポレートカード」という。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記1(3)の区間のみを通行する自動車を除く。

割引率

イ 料金の額に応じた割引

一のE T CカードごとにE T Cシステムを利用して無線通信により徴収する料金の額の1ヵ月の合計額（ただし、100円未満切り捨てとする。）に応じて、次の表のとおり割引率を適用する。

月額利用実績	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	3%
10,000円超～35,000円以下の部分	6%
35,000円超～70,000円以下の部分	8%
70,000円を超える部分	13%

□ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(3) 時間帯割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C車（ただし、記1(3)の区間のみを通行する自動車及び記〔3〕2(6)により通行する自動車を除く。なお、社会政策上の理由により割引を適用する自動車を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。）

割引率

イ 区分及び時間帯に応じた割引

E T Cカードを使用して次の表に定める区分及び時間帯にE T Cシステムを利用して無線通信により徴収する料金の額に対して同表の割引率を適用する。ただし、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額を10円単位に四捨五入する。

区分	時間帯	割引率
平日 (月曜日～金曜日)	0:00以後～7:00前	5%
	11:00以後～16:00前	
	19:00以後～24:00前	
土曜日	0:00以後～24:00前	
日曜日・祝日	0:00以後～24:00前	

注) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。

□ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(4) E T C前納割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T Cクレジットカード(会社が別に定めるところにより、車載器(E T Cシステム利用規程第2条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。))とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

割引率

利用可能額	料金（前払金）	割引率
10,500円	10,000円	約 5%
58,000円	50,000円	約14%

- (5) ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETCコーポレートカード、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードを使用して通行料金の納付をETCシステムを利用して無線通信により行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）。ただし、記1(3)の区間のみを通行する自動車を除く。

割引率

料金の割引率は39パーセント以下とする。

- (6) 障害者割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下のイ又は口の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該

重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がE T Cシステムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

割引率

割引率は50パーセント以下とする。

- (7) 環境ロードプライシングについては、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C車のうち大型車

割引率

割引率は20パーセントとする。

割引を適用する区間

兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間とする。ただし、通常料金を徴収する区間を通行する場合に限る。

- (8) 湾岸線2線通し通行券については、以下のとおりとする。

阪神東線の通常料金を徴収する区間及び兵庫県道高速湾岸線のうち阪神西線の通常料金を徴収する区間を連続して通行する大型車については、次の割引率の通行券を発行する。

販売価格	割引率
2,200円	約8%

- (9) 阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

割引を適用する自動車

E T C車

割引率

割引率は50パーセント以下とし、個々の企画割引ごとに割引率を設定する。

割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに実施する期間を設定する。

割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化など社会政策上の目的又は阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに設定する。

事前の届出

個々の企画割引ごとに記 から記 までの内容について、事前に国土交通大臣に届出をする。

- (10) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

割引を適用する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する期間を限定する。

割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

事前の届出

個々の社会実験ごとに記 から記 までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

- (11) 割引相互間の適用関係

障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、一般向けマイレージポイントサービス及びE T C前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

E T C路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け多頻度割引、時間帯割引、E T C前納割引及び環境ロードプライシングの相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

イ 重複適用の有無

	マイレージ			…適用あり
多頻度	×	多頻度		×…適用なし
時間帯			時間帯	
前納	×	×		前納
環境 R P				環境 R P

注)「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「多頻度」は事業者向け多頻度割引、「時間帯」は時間帯割引、「前納」は E T C 前納割引、「環境 R P」は環境ロードプライシングをそれぞれ指すものとする。

ロ 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	環境ロードプライシング
2	時間帯割引
3	一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け多頻度割引又は E T C 前納割引

〔 2 〕 料金の徴収期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 62 年 9 月 30 日までとする。ただし、平成 18 年 4 月 1 日において未供用の路線又は区間については、供用開始の日から平成 62 年 9 月 30 日までとする。

〔 3 〕 その他

1 けん引自動車

けん引自動車(けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。)が、被けん引自動車(けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。)1台をけん引している場合は、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合は、2台目以降の被けん引自動車について、1台につき、更に普通車の料金1台分を徴収する。

2 乗継について

阪神高速道路のうち次に定める路線又は区間を引き続いて通行する場合であって、乗継券を提出した自動車又は E T C システムに当該通行実績を記録した E T C 車については、当分の間、これを1回の通行とみなす。

- (1) 大阪府道高速大阪堺線と大阪府道高速湾岸線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間にあっては、大阪府道高速大阪堺線と大阪府道高速湾岸線のうち堺市大浜西町から泉大津市臨海町一丁目までの区間との間を引き続き利用する場合

- (2) 大阪府道高速大阪西宮線と大阪府道高速湾岸線とが大阪市道高速道路淀川左岸線によって接続するまでの間にあつては、大阪府道高速大阪西宮線と大阪府道高速湾岸線との間を引き続き利用する場合
- (3) 兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市灘区岩屋南町までの区間と兵庫県道高速湾岸線との間を引き続き利用する場合
- (4) 兵庫県道高速神戸西宮線と兵庫県道高速北神戸線とを接続する阪神高速道路の路線が供用されるまでの間にあつては、兵庫県道高速神戸西宮線と兵庫県道高速北神戸線との間を引き続き利用する場合
- (5) 大阪府道高速大阪西宮線又は大阪府道高速湾岸線から大阪府道高速大阪池田線のうち大阪市北区堂島浜から同区西天満までの区間へ引き続き利用する場合
- (6) 神戸市道高速道路2号線が兵庫県道高速神戸西宮線と接続するまでの間にあつては、神戸市道高速道路2号線と兵庫県道高速神戸西宮線との間を引き続き利用する場合

3 路線バス用回数通行券

次に定める回数通行券については、会社が別に定める日から発行を停止することとし、それまでの間は従前のとおりとする。

乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するもので、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものについては、次の表の種類及び割引率の回数通行券を発行する。

通常料金徴収区間

券の種類	通常料金徴収区間			
	阪神東線		阪神西線及び南線	
	販売価格	割引率	販売価格	割引率
100回券	85,650円	約39%	61,150円	約39%

記〔1〕1(2)に定める特定料金徴収区間

券の種類	特定料金徴収区間					
	特定区間		特定区間		特定区間	
	販売価格	割引率	販売価格	割引率	販売価格	割引率
100回券	18,350円	約39%	24,450円	約39%	36,700円	約39%

4 湾岸線通し割引券

次に定める通行券については、会社が別に定める日から発行を停止することとし、それまでの間は従前のおりとする。

料金を徴収する全自動車で、兵庫県道高速湾岸線のうち阪神西線の通常料金を徴収する区間、兵庫県道高速湾岸線のうち阪神東線の通常料金を徴収する区間、大阪府道高速湾岸線のうち阪神東線の通常料金を徴収する区間及び大阪府道高速湾岸線のうち阪神南線の通常料金を徴収する区間を連続して通行するものについては、次の割引率の通行券を発行する。

普通車		大型車	
販売価格	割引率	販売価格	割引率
1,500円	約12%	3,000円	約12%

5 実施期日等

- (1) 阪神高速道路の料金については、平成 20 年度における会社が別に定める日以降は対距離料金の額を適用し、それまでは、均一料金の額を適用する。
- (2) 対距離料金の額の適用に当たっては、社会経済情勢、E T C の普及状況、社会実験の結果等を勘案し、長距離利用に対する料金に上限を設定する等の負担軽減措置、乗継の取扱い、環状線等路線の特性に応じた措置など、料金の設定等について検討し、見直しを行うものとする。
- (3) この申請事項中、E T C クレジットカード又は E T C パーソナルカードを使用して通行料金の納付を行う路線バスに対する記〔1〕3(5)に定める割引の適用については、会社が別に定める日から実施する。
- (4) この申請事項中、記〔1〕3(7)及び同(8)に掲げる事項については、会社が別に定める日まで実施する。

別添 1

特大車、大型車及び普通車の種類

本文中、記〔1〕1(3)に定める特大車、大型車及び普通車の種類は、以下のとおりとする。

車種区分	自動車の種類	定義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満ので3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラック（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下、「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両

大型車	リ 普通貨物自動車 (車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上で 3 車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに定める値以下かつ 4 車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上で車軸数が 3 以下のもの(へに該当するものを除く。)、車両の総重量、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第 3 条第 1 項に定める限度以下で、車軸数が 4 のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3 車軸)
	ヌ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車(2 車軸のもの)である連結車両	二又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2 車軸以上)との連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1 車軸)との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車(2 車軸)と被けん引自動車(1 車軸)との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 (4 車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が 4 以上のもの(リに該当するものを除く。)
	ワ 大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量 8 トン以上のもの(ヌに該当するものを除く。)
	ヨ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(チ又はルに該当するものを除く。)

	三宅(大和川線供用まで)	三宅・三宮(CT(仮称)大和川線供用後)	大浜	出島	石津	浜寺	高石	助松	泉大津(北行)	泉大津(南行)	岸和田北	岸和田南(北行)	岸和田南(南行)	貝塚(北行)
南港南	2.2	2.5	5.1	6.6	-	9.6	-	13.2	14.6	-	18.2	21.4	-	23.5
南港中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南港北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天保山・天保山JCT	8.4	8.7	11.3	12.8	-	15.8	-	19.4	20.8	-	24.4	27.6	-	29.7
北港・北港JCT	10.5	10.8	13.4	14.9	-	17.9	-	21.5	22.9	-	26.5	29.7	-	31.8
中島	13.1	13.4	16.0	17.5	-	20.5	-	24.1	25.5	-	29.1	32.3	-	34.4
尼崎東海岸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尼崎末広	15.4	15.7	18.3	19.8	-	22.8	-	26.4	27.8	-	31.4	34.6	-	36.7
鳴尾浜	17.6	17.9	20.5	22.0	-	25.0	-	28.6	30.0	-	33.6	36.8	-	38.9
甲子園浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮浜	20.9	21.2	23.8	25.3	-	28.3	-	31.9	33.3	-	36.9	40.1	-	42.2
南芦屋浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
深江浜	24.6	24.9	27.5	29.0	-	32.0	-	35.6	37.0	-	40.6	43.8	-	45.9
住吉浜・魚崎浜	27.1	27.4	30.0	31.5	-	34.5	-	38.1	39.5	-	43.1	46.3	-	48.4
六甲アイランド北	27.9	28.2	30.8	32.3	-	35.3	-	38.9	40.3	-	43.9	47.1	-	49.2

	貝塚(南行)	泉佐野北	りんくうJCT
貝塚(北行)	-	1.9	4.1
岸和田南(南行)	-	4.4	6.6
岸和田南(北行)	-	-	-
岸和田北	-	8.8	11.0
泉大津(南行)	-	11.1	13.3
泉大津(北行)	-	-	-
助松	-	13.8	16.0
高石	-	15.6	17.8
浜寺	-	-	-
石津	-	19.1	21.3
出島	-	-	-
大浜	-	21.9	24.1
三宅・三宮(CT(仮称)大和川線供用後)	-	24.5	26.7
三宅(大和川線供用まで)	-	-	-
南港南	-	27.0	29.2
南港中	-	-	-
南港北	-	-	-
天保山・天保山JCT	-	33.2	35.4
北港・北港JCT	-	35.3	37.5
中島	-	37.9	40.1
尼崎東海岸	-	-	-
尼崎末広	-	40.2	42.4
鳴尾浜	-	42.4	44.6
甲子園浜	-	-	-
西宮浜	-	45.7	47.9
南芦屋浜	-	-	-
深江浜	-	49.4	51.6
住吉浜・魚崎浜	-	51.9	54.1
六甲アイランド北	-	52.7	54.9

大阪府道高速道路淀川左岸線 (2号淀川左岸線)

	海老江JCT(仮称)海老江北(仮称)	大淀(仮称)	豊崎第1・第2(仮称)
大淀(仮称)	-	2.0	3.8
正蓮寺川(仮称)	-	-	-
大開(仮称)	2.0	3.2	5.2
馬場・ユニバーサルシティ	0.9	-	4.8
北港西・北港JCT・北港東(仮称)	-	-	-

大阪府道高速大和川線 (大和川線(出入口名は仮称))

	三宅(三宅)CT	鉄砲	遠里小野	常盤西	常盤東	天美	三宅西	三宅JCT
三宅(三宅)CT	2.6	0.2	3.0	-	-	1.5	-	0.2
鉄砲	-	2.8	5.6	-	-	2.6	-	1.5
遠里小野	-	-	3.0	-	-	3.0	-	3.0
常盤西	-	-	-	-	-	4.1	-	4.1
常盤東	-	-	-	-	-	5.6	-	5.6
天美	-	-	-	-	-	8.2	-	8.2
三宅西	-	-	-	-	-	-	-	7.1
三宅JCT	-	-	-	-	-	-	-	9.7

兵庫県道高速北神戸線・神戸市道高速道路北神戸線 (7号北神戸線・北神戸線(北延伸線))

	伊川谷	永井谷	前開	布施畑西	布施畑東	白川JCT	しあわせの村	藍那	箕谷	からと西	からと東	有馬口	西宮山口南	西宮山口東	五社
伊川谷	1.9	4.8	2.9	5.4	-	7.8	8.8	11.7	16.3	20.7	-	24.8	27.9	30.4	25.9
永井谷	-	-	2.9	5.4	-	7.8	8.8	11.7	16.3	20.7	-	24.8	27.9	30.4	25.9
前開	-	-	-	2.5	-	4.9	5.9	8.8	13.4	17.8	-	21.9	25.0	27.5	23.0
布施畑西	-	-	-	-	-	2.4	3.4	6.3	10.9	15.3	-	19.4	22.5	25.0	20.5
布施畑東	-	-	-	-	-	0.9	1.9	4.8	9.4	13.8	-	17.9	21.0	23.5	19.0
白川JCT	-	-	-	-	-	-	1.0	3.9	8.5	12.9	-	17.0	20.1	22.6	18.1
しあわせの村	-	-	-	-	-	-	-	2.9	7.5	11.9	-	16.0	19.1	21.6	17.1
藍那	-	-	-	-	-	-	-	-	4.6	9.0	-	13.1	16.2	18.7	14.2
箕谷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.4	-	8.5	11.6	14.1	9.6
からと西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.6	4.7	7.2	2.7
からと東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有馬口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮山口南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮山口東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	柳谷
五社	-
西宮山口東	-
西宮山口南	-
有馬口	-
からと東	4.5
からと西	-
箕谷	11.4
藍那	16.0
しあわせの村	18.9
白川JCT	19.9
布施畑東	20.8
布施畑西	22.3
前開	24.8
永井谷	27.7
伊川谷	28.6

神戸市道高速道路2号線 (31号神戸山手線)

	湊川JCT(仮称)	神戸長田	妙法寺	白川南	白川JCT
湊川JCT(仮称)	0.4	2.0	5.5	6.6	9.3
神戸長田	-	-	3.5	4.6	7.3
妙法寺	-	-	-	5.1	8.9
白川南	-	-	-	-	8.9
白川JCT	-	-	-	-	-